

三教総第96号  
平成30年5月14日

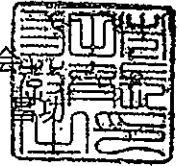
連合三田地区連絡会

会長 浅居 繁樹 様

三田市教職員組合

執行委員長 足立 馨 様

三田市教育委員会  
教育長 鹿嶽



## 「学校における働き方改革」に関する要請 (回答)

2018年5月8日付で申し入れのありました標記の件について、下記により回答いたします。

### 記

1. 学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めるため、県教委が提起するICTを活用した「記録簿」等による勤務時間管理を徹底し、教職員の超過勤務実態の改善に務めること

#### (回答)

学校における長時間労働の縮減を図り、勤務時間内に教職員が本来的な業務に専念できるように勤務時間管理を適正に行うことは重要なことである。

勤務時間の適正化の実現には、教職員自身の意識改革とタイムマネジメント力の向上が不可欠であり、自分自身で業務をこなすために見通しをたてる力、完遂までの工程を俯瞰する力、業務の進行度合いを管理する力を高めていかなければならず、そのための基本として各業務に費やしている時間を正確に把握することが最も大切なことと考えている。

市教委はそれらの取組みをいかに促進し支援するかという姿勢で、多忙化の解消のために学校の役割を明確化するとともに、出退勤時間の自己管理、記録簿への記入の徹底、割振り変更の実施及び週休日の振替等の適切な処理について、例年実施している「服務等に係る学校訪問指導」や校長会を通じての周知徹底を引き続き進めていく。

2. 学校とともに、県教委作成の「勤務時間適正化推進プラン」、「GPH50」にもとづく業務改善を推進すること。また、教職員の業務の総量を削減するため、業務内容を見直し、超過勤務時間の上限規制を行うこと。

(回答)

昨年度より「勤務時間適正化推進プラン」、「GPH50」勤務時間の適正化に向けた取組みに関し、校長会を通じて全校的に周知し推進してきた。また、市教委と代表推進校を主体とした協働型の勤務時間適正化推進委員会を設置し、学校現場の多忙化解消と勤務時間の適正化を主眼に、各校で取組み目標を設定し課題点を検証しながら改善に向けて取組みを進めている。

昨年度末には市内各校の目標と達成度合いと内容について報告を受け、各校の取組みが市内で共有できるように市教委で冊子にして各校に配布している。

今年度も引き続き各校の実態を踏まえた業務改善をより一層進めることができるように取組みを進めていく。

- 3 緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局などへの連絡方法を確保したうえで、学校に留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制を整えること

(回答)

学校の働き方改革を進めていくために学校の業務範囲を見直すことや保護者を含む地域の理解を得ることはとても大切なことと考えている。

昨年の8月13日～15日まで学校閉庁期間を設定し、夏季特別休暇や年休が取得しやすいよう市全体として取り組んだ。

期間設定に対する疑義や期間中の緊急の問い合わせ等もなく導入できた。夜間の電話対応や留守番電話及びメール連絡等の先進事例についても調査、研究するとともに、検討を進め、今年度も引き続き教職員の働き方改革に向けて保護者や地域住民の理解を広める中で推進していく。

4. 時間外労働の上限規制〔罰則付き〕が適用される学校事務職員、栄養職員については、労働基準法第36条1項の規定にもとづき、時間外労働および休日労働に関し、協定を締結することを、服務監督者に指導すること

(回答)

時間外労働の上限規制〔罰則付き〕が適用される学校事務職員、栄養職員については、自ら働き方に関する意識改革を高揚させ、自己の時間管理という意識を積極的に根付かせるなかで課題点を検証しつつ、県及び他市町の動きを踏まえ、検討し提起していく。

【お問い合わせ】

〒669-1595 三田市三輪 2-1-1

三田市教育委員会 学校教育部 教育総務課

担当：外岡、浅野 TEL：079-559-5160